

議案第 82 号

石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

放課後児童クラブの延長保育の実施及び延長保育に係る費用を新たに設定
するため。

石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例

石岡市学童保育事業条例（平成18年石岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし，第13条を第14条とし，第12条を第13条とし，第11条の次に次の1条を加える。

（延長保育及び費用の負担）

第12条 労働，職業訓練，就学その他やむを得ない事情により延長保育を希望する入所児童の保護者は，教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた保護者は，延長保育の費用として，月額1,000円を負担しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず，突発的な事情により延長保育を利用する場合は，日額400円を負担しなければならない。ただし，月額1,600円を限度とする。

4 前2項の規定にかかわらず，教育委員会は，前条各号のいずれかに該当する場合は，延長保育の費用の全部又は一部を減免することができる。

附 則

この条例は，令和2年10月1日から施行する。